



平成30年第7回総会

会 議 録

期日 平成30年7月27日

場所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

## 第 7 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期      1 日間              平成 3 0 年 7 月 2 7 日 (金)

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	3 7	農地法第 3 条許可申請について
3	3 8	農地法第 5 条許可申請について
4	3 9	農用地利用集積計画の調整について
5	4 0	市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
7 月 27 日	午後 2 時 00 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について              日程第 1 号
		5. 議案上程                      日程第 2 号～日程第 5 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	俵積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅 文男	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	8番	天達 範隆	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	下山 健一
主幹兼農地係長	永江 靖博
農地係参事補	前原 光博

午後2時00分 開会

議長 平成30年第7回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員13名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。2番原田克子委員、3番俵積田広昭委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は6件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号12号

整理番号12号の申請地は、板敷西町〇〇番、畑、557㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、パート事務員、56歳、滋賀県にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、64歳、中央町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号12号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号12号の申請地については4ページに掲載してあります。

申請地は、板敷西町・ふじみの里南側約〇〇mに位置しています。

整理番号13及び14号

整理番号13及び14号は、譲受人が同一であり、申請地が近接していることから、関連がありますので、一括して、ご説明申し上げます。

整理番号13号の申請地は、白沢西町〇〇番、畑、357㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、81歳、山口県にお住まいです。

整理番号14号の申請地は、白沢西町〇〇番、畑、536㎡・〇〇番、畑、2,955㎡・合計3,491㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、91歳、山口県にお住まいです。

これらの譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、85歳、白沢西町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号13及び14号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号13及び14号の申請地については6・7ページに掲載してあります。

申請地〇〇番・〇〇番は、西白沢集落墓地から西側約〇〇m、〇〇番は、白沢西

町・水尻公園から東側約〇〇mに位置し、いずれも西白沢畑かん地区内にあります。

#### 整理番号15号

整理番号15号の申請地は、白沢東町〇〇番、畑、866㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、74歳、園見本町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、43歳、白沢東町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号15号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号15号の申請地については10ページに掲載してあります。

申請地は、東白沢公民館から東側約〇〇mに位置しています。

#### 整理番号16号

整理番号16号の申請地は、別府東町〇〇番〇、畑、134㎡外4筆、合計3,964㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、69歳、大阪府にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、68歳、別府東町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号16号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号16号の申請地については12から15ページに掲載してあります。

申請地は、畑かん地区内及び隣接し、〇〇番〇・〇〇番・〇〇番・〇〇番は、別府中学校〇〇mの範囲に点在し、申請地〇〇番〇は、枕崎空港跡地・発電所敷地より北側〇〇mに位置します。

#### 続きまして、整理番号17号

整理番号17号の申請地は、大塚南町〇〇番、畑、1,731㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、80歳、大塚中町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、60歳、大塚南町にお住まいです。

譲渡事由は、農業廃止、譲受人の経営規模の拡大ということであります。

譲渡人が農業を廃止し、農地を手放すことになったため、譲受人が買い入れる計画であります。

整理番号17号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号17号の申請地については17・18ページに掲載してあります。

申請地は、大塚花き団地内にあり、大塚公民館から南側〇〇mに位置しています。

整理番号12から17号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、地区担当委員から、調査結果の報告並びに補足説明をお願いします。  
まず、整理番号12号について、天達委員をお願いします。

8番（天達委員） それでは、整理番号12号について報告いたします。

7月11日に、譲受人であります〇〇〇〇さんのお嫁さんにあたる〇〇〇〇さん立会いのもとで現地確認を行いました。

譲受人は、大堀集落に居住する畜産農業者でございます。

申請地の位置関係につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請地西側は里道、その他周囲は不耕作地のため原野となっております。

申請地の現況も遊休地ではありますが、権利取得後は飼料畑として利用する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上で報告を終わります。

議長 次に、整理番号13号及び14号について、俵積田広昭委員をお願いします。

3番（俵積田広昭委員） 整理番号13号、14号について報告いたします。

整理番号13号の〇〇番地と整理番号14号の〇〇番地は一体の畑ですので、まとめて報告いたします。

7月10日、譲受人の妻立会いのもと、現地確認を行いました。

譲受人は、西白沢に居住する農家です。

甘しょ及びソラマメ栽培に従事して、妻と2人で農業を営んでおります。

申請地の説明は事務局の説明のとおりですので省きます。

白沢西町〇〇番地と〇〇番地、畑、甘しょ畑です。

西白沢畑かん地区内です。

北側と南側は市道で、東側と西側は甘しょ畑です。

また、白沢西町〇〇番地、現在甘しょ畑で畑かん地区内です。

東側は市道で、北・南・西側は甘しょ畑です。

権利取得後もこれまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上で報告を終わります。

議長 次に、整理番号15号及び16号について、俵積田正康委員をお願いします。

12番（俵積田正康委員） 整理番号15号について報告します。

7月10日、譲受人立会いのもと、現地確認を行いました。

譲受人は、白沢東集落に居住する、甘しょを栽培する畑作農業者であり、また新規就農者で、夫婦で農業に従事しております。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地周辺は、東側は宅地、西側は宅地、南側は甘しょ畑、北側は市道です。

現在譲受人が甘しょ畑として栽培しています。

権利取得後もこれまでと同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え

られ、問題のない申請かと思われます。

続きまして、整理番号16号は、事務局の説明どおり関連がありますので一括して報告いたします。

7月12日、譲受人立会いのもと、現地確認を行いました。

譲受人は、俵積田集落に居住する、甘しょを栽培する畑作農業者で、夫婦で農業に従事しております。

位置関係は事務局の説明どおりです。

申請地〇〇番の周辺は、周辺は東側は甘しょ畑、西側は市道、南側は市道、北側は畑です。

現在、譲受人が甘しょ畑として栽培しております。

申請地〇〇番は、周辺は東側は市道、西側も市道、南側は甘しょ畑、北側は甘しょ畑です。

現在、譲受人が甘しょ畑として栽培しております。

続きまして、申請地〇〇番は、周辺は東側は市道、西側は甘しょ畑、南側は甘しょ畑、北側は甘しょ畑です。

現在畑、として管理されています。

申請地〇〇番は、周辺は東側は市道、西側は市道、南側は甘しょ畑、北側は甘しょ畑です。

現在、甘しょ畑となっております。

申請地〇〇番は、周辺は東側は茶畑、西側は道、南側は甘しょ畑、北側は市道です。

現在、甘しょ畑となっております。

周辺農地も同様の営農であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上、報告を終わります。

議長 次に、整理番号17号について、桑原委員お願いします。

14番（桑原委員）整理番号17号について報告いたします。

7月11日、譲受人〇〇〇〇氏立会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は、大塚集落の花き専業農家です。

申請地は事務局から説明があったとおりです。

北側は市道、その他周辺は畑で花きハウスです。

権利取得後は、経営規模の拡大を図るため、周囲と一体的に花きの栽培を行う計画であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上です。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

6番（水野委員）整理番号13号の譲受人の〇〇〇〇さんですが、85歳とご高齢ですが、

後継者はいらっしゃるのでしょうか。そこをお聞きしたいなと思います。

3番（俵積田広昭委員）私の聞いたところでは後継者は今はいません。奥さんと2人でがんばっています。

議長 ほかにありませんか。

10番（畑野委員）地籍の13ページ，整理番号16号の申請地1ですね，この地図がちょっとよくわからないんですけど，道路がついてますか。道路がないような気がするんですが。

12番（俵積田正康委員）この申請地1番の方はですね，東側は道路ですけど，これおそらくパソコン上の関係でちょっと黒枠がずれてると思うんですけど。以上です。

議長 事務局，補足説明はございませんか。

事務局 今の報告のとおり，道路に隣接した農地，地図上の図示がずれてるようです。修正いたします。

10番（畑野委員）はい，わかりました。

議長 事務局に確認しますが，この道路と法面の間はどうなってるの。

事務局 市道の一部になって，東側のところに道路が入りこんでいますが，市道の一部であると思います。

議長 それと白地の部分は市道の一部とみていいの。それでいいんですか。他にはありませんか。

（質疑なしと呼ぶ者あり）

ないようですので，これをもって，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農地法第3条許可申請の整理番号12号から17号までの6件は，申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第37号は，申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に，日程第3号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず，議案内容について，事務局に説明を求めます。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で，所有権の移転に関する申請が2件です。

整理番号19号

整理番号19号の申請地は妙見町〇〇番，畑，377㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，自営業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は，「現在，市営住宅に住んでいるため，申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は，21ページに掲載してあります。



妙見センター敷地より東側約〇〇mに位置します。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の55m以内に既存住宅が9戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は377㎡で問題ないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、北側に1mの擁壁を設置し、東側及び西側には既存の擁壁が施してあります。

建物は高さは3.7mの平屋であり、北側農地境界より2m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号20号

整理番号20号の申請地は清水町〇〇番、畑、246㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、電設業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、建設業です。

転用目的は資材置場です。

申請事由は、「現在、南さつま市で、太陽光発電システムの工事請負業を営んでいるが、仕事の範囲を拡大したことにより、枕崎での受注が増えてきたため、申請地を資材置場として利用したい。」とのことです。

整理番号20号の申請地は、23ページに掲載してあります。

申請地は、国道225号沿い有限会社茅野土木・入口より、手前にある市道を〇〇m入ったところであり、茅野土木から南側〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は集団性が0.1haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は太陽光発電システム工事用の関連資材の置場の整備で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は太陽光パネル用の架台及びパレット、置き基礎、コンクリート資材等の資材置場です。

計画面積は246㎡で問題のないものと思われます。

資材置場転用にあたり、現況のまま整地し、周囲は境界より控えてフェンスを設置します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号19号について、天達委員をお願いします

8番（天達委員）それでは、整理番号19号について報告いたします。

7月17日に、中原委員、有村委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんでした。

19号の申請地は事務局の説明にありましたとおり、妙見町の集団的な農地ですが、転用目的は一般住宅となっております。

申請地の東側及び南側は道路、北側は農地、西側は宅地となっております。

一般住宅への転用にあたり、東側及び西側には既存の擁壁が施してあり、北側には新たに擁壁を設置し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するとのことです。

建物は平屋であり、北側農地境界より控えて建築するということであり、日照通風等支障を及ぼす恐れはないかと思われまます。

雨水については、溜枘により東側側溝に放流する計画となっております。

生活排水は合併浄化槽で処理後、東側側溝に排出する予定です。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われまます。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号20号について、中原委員お願いします。

9番（中原委員）整理番号20号について報告いたします。

立会人は〇〇〇〇さんです。

20号の申請地は事務局の説明にありましたとおり、清水町に位置する集団的な農地です。

転用目的は、太陽光発電システム工事用資材置場です。

申請地は、北側は山林化した荒廃農地、東側は道路及び原野、西側は太陽光が設置された雑種地であります。南側は道です。

資材置場転用にあたり、現況のまま整地し、周囲は境界より控えてフェンスを設置し、周辺農地への土砂雨水については地下浸透及び自然流下により処理します。

雨水の対策を検討するよう指導したところであります。

現況のまま整地のみで、周りには擁壁が設置されており、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するとのことです。

構造物もないことから、日照通風に支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画も適正であり、資金調達計画も適正であります。

やむを得ない申請ではないかと思われまます。

以上で終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

4番（眞茅委員）整理番号19号なんですけども、名義人が〇〇〇〇さんであり、譲渡人が〇〇〇〇さんとなっておりますが、これは名義人の申請じゃなくてもいいんでしょうか。

8番（天達委員）資料によりますと、登記上は〇〇さんに相続されております。

議長 よろしいですか。

4番（眞茅委員）はい

議長 ほかにありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

ないようですので、これをもって、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第5条許可申請の整理番号19号及び20号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4号議案第39号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は24ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号97号から106号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外9名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外21名で、設定面積は、田が2筆で665㎡、畑が25筆で21,616㎡、樹園地が6筆の9,300㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号97号から106号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第39号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第5号市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5号議案第40号市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について、ご説明申し上げます。

議案書の25ページをご覧ください。

本議案は、地方自治法第180条の2の規定により、平成30年7月18日付けで、枕崎市長から、市長の権限に属する事務を枕崎市農業委員会事務局職員をして補

助執行させることについて協議がありましたので、同協議に同意することについて農業委員会の承認を得ようとするものです。

議案書の下記に記載のとおり、補助執行を行う事務は、枕崎市農業委員会の委員の選任手続に関する事務であります。

この農業委員会の委員の選任手続に関する事務については、農業委員の任期満了や欠員が生じた場合において、委員の募集に係る事務や候補者の選考などの事務を行う必要がありますが、委員の募集等については、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により、市町村長が行うこととされているところです。

また、地方自治法第180条の2には、市町村長の権限に属する事務を当該地方公共団体の委員会と協議して、執行機関の管理に属する職員に補助執行させることができると規定されています。

一方、農地利用最適化推進委員の委嘱手続に関する事務は、農業委員会が行うこととされており、昨年度に行われた推進委員の推薦の求め及び募集は、効率的な事務を行うため、農業委員の推薦の求め及び募集と併せて農業委員会事務局で行っているところです。

このことから、市町村長の権限に属する事務である農業委員会の委員の選任手続に関する事務を、農業委員会事務局の職員をして補助執行させたい旨の協議があったものです。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後2時30分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 原田 克子

会議録署名委員 俵積田 広昭